横浜市ふるさと納税返礼品候補台帳登載応募届

（誓約書兼同意書）

　年　　月　　日

（あて先）　横浜市政策経営局長

（提出者）住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名

※提供予定の返礼品（食品）を製造、加工している施設において取得している営業許可（届出）の情報を記載してください。

施設の所在地が横浜市の場合は、「営業許可書」又は「食品衛生責任者票」に記載されている台帳番号、営業の種類を確認してください。

発行自治体名

台帳番号

営業の種類

横浜市ふるさと納税返礼品候補台帳の登載応募にあたり、指定の方法で必要事項を入力するともに、次のことについて誓約し、同意します。

　１　応募に係る提出書類や入力データは、全て事実と相違ないことについて誓約します。

　２　横浜市ふるさと納税返礼品等募集要領（以下、「要領」という。）「２　返礼品提供事業者の条件」を全て満たしていることについて誓約します。

　３　提出した書類の審査において、要領の「２　返礼品提供事業者の条件」に規定される、（2）納税状況及び（6）・（7）暴力団関連の項目について確認される場合があることについて同意します。

　４　返礼品については、応募時のみならず、寄附募集時から寄附者への配送時に至るまで、常時、原材料、品質、機能、表示、衛生、安全性その他一切の事項について、関係諸法令、総務省の定める地場産品基準、「３　返礼品の条件」等、全ての基準に適合しているか把握し、全ての基準に適合している返礼品を提供することを誓約します。

　５　横浜市が返礼品に対する検品等により関係法令や「３　返礼品の条件」に規定される事項を満たしていないと判断した場合には、代品請求、代金減額、又は損害賠償の請求について、横浜市及び横浜市が別途指定する「ふるさと納税管理業務受託者（事務局）」と協議することについて同意します。

　６　返礼品の取扱いにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第38号）のほか、関係法令を遵守します。また、所管部署による調査及び指導等に対して真摯に対応します。

　７　返礼品の生産・製造及び適正な品質管理を行うとともに、返礼品の品質等において事故等の問題が生じたときは、当方が全ての責任を負います。

８　返礼品として提案するものは、横浜市ふるさと納税の返礼品とすることについて、当該返礼品の生産者・製造者の同意を得ていることについて誓約します。

別添１

横浜市長　殿

（返礼品等の製造等を行う者）

●●（返礼品等の名称）については、横浜市の区域内における工程により、当該返礼品等の価値の●●％が生じていることを証明します。

上記については、以下の算出方法（該当する算出方法に☑）により算出しています。

□　総務大臣が定める標準的な算出方法

　　※標準的な算出方法における算出基礎は以下のとおり。

　　　Ａ：当該地方団体による返礼品等の調達費用　　　　　　　　　　　円

Ｂ：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

□　その他の算出方法

※その他の算出方法とする理由及びその算出方法の詳細は以下のとおり。

また、当該返礼品等の製造・加工地※１は●●（地方団体名又は国名）であり、一般販売価格は●●円です※２。

なお、当該返礼品等を取り扱うに当たって、下記の事項に同意します。

・当該返礼品等については、地場産品基準（平成31年総務省告示第179号第５条）第８号イ～ハの返礼品等として提出先以外の都道府県又は市区町村が取り扱う場合を除き、本証明書の提出先以外の都道府県又は市区町村の第３号の返礼品等として取り扱わないこと。

・当該返礼品等の付加価値の算出方法等について、地方団体の求めに応じ、必要な説明や資料提供等を行うこと。

記載要領

※１　返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：○○県○○市）、国外の場合は国名を記載すること。

　※２　当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。